

事業名	支援内容	支援対象経費等	担当課
復興支援ボランティア連携推進事業	被災者支援を行う災害ボランティア団体の活動経費を支援する。	・子ども支援、親支援（育児支援等） ・日常生活支援（移動・買い物等） ・自立的復興に向けた人材育成支援 【補助額】 補助上限：1団体あたり100万円 1自治体あたりの上限額：200万円	
住まいの再建支援事業（自宅再建利子助成）	住居が被災したことにより、金融機関等から融資を受けて、県内で住宅を新築、購入、補修する場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を一括して支援する。 ※民間賃貸住宅入居支援事業（市町村事業）との重複申請はできません。	次の(1)および(2)の要件を満たす者 (1)次の①～④のいずれかに該当する者 ①建設型仮設住宅、借上型仮設住宅入居者で供与期間内に退去した者 ②全壊、大規模半壊のり災証明書の交付を受けた者 ③半壊のり災証明書の交付を受け、かつ、当該住宅を解体した者 ④被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者 (2)知事が別に定める世帯年収（所得）以下の者 ※補助額等については、担当課へお問い合わせください。	復興課 復興推進係 ☎282-1701
住まいの再建支援事業（リバースモーゲージ利子助成）	住居が被災したことにより、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（高齢者向け返済特例等）を受けて、県内で住宅を新築、購入、補修する場合の借入額に係る利子の支払額の一部を一括して支援する。 ※民間賃貸住宅入居支援事業（市町村事業）との重複申請はできません。	①町内の区域内の施設であること。 ②専ら地域（集落）の住民が利用する施設であること。 ③社会教育法に規定する公民館に類似する施設として、自主的に管理・運営している施設等であること。 ④社会教育法に規定する公民館活動で活用され、今後活用されることが確実な施設等であること。 ※補助率・補助上限については認可地縁団体とそれ以外の団体で条件が異なるので、担当課へ直接お尋ね下さい。	社会教育課 社会教育係 ☎282-0888
住宅耐震化支援事業	大規模地震に備え、被災した住宅や耐震性が不足する住宅の耐震化を促進するための耐震設計及び改修費用等の一部を支援する。	①耐震診断に要する経費（補助上限図面あり5.45万円、図面なし6.8万円） ②耐震設計に要する経費（補助上限20万円） ③耐震改修工事に要する経費（補助上限60万円） ④耐震設計・改修工事（一括）に要する経費（補助上限100万円） ⑤耐震シェルター工事に要する経費（補助上限20万円） ⑥建替え工事（補助上限100万円）	建設課 都市計画係 ☎282-1312
熊本地震復興観光拠点整備等推進事業	熊本地震からの復興を推進するため、観光物産拠点の整備及び観光資源の発掘・磨き上げ等、地域主体となった国内外からの誘客及び観光消費拡大につながる町の取組を総合的に支援する。	(1)ハード整備事業 ①新たな観光物産拠点施設の整備 ②宿泊施設や観光施設等の受入環境の整備 (2)ソフト事業 ①着地型旅行商品の造成、PR動画の作成、県外でのPR、特産品等の商品開発、観光物産展等（※既存の補助制度等が活用できる場合は、対象外とする。） 【補助額】 補助率：1/2 補助上限：観光入込客数、面積等で上限を設定	商工観光課 商工観光係 ☎282-1226

事業名	支援内容	支援対象経費等	担当課
住まいの再建支援事業（転居費用助成）	発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅、公営住宅等への転居に伴う荷物の移動に要する費用を支援する。	いずれかに該当する人 ・建設型仮設住宅、借上型仮設住宅入居者で供与期間内に退去した者 ・全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた者 ・半壊の罹災証明書の交付を受け、かつ、当該住宅を解体した者 ・被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者 【補助額】 転居費用助成：一律10万円 民間賃貸住宅入居支援助成：一律20万円	復興課 復興推進係 ☎282-1701
住まいの再建支援事業（民間賃貸住宅入居支援助成）	発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の住宅を賃貸する場合に必要なとなる契約に伴う費用を定額で支援する。	被災した自治公民館を所有する認可地縁団体、集落又は自治会等に対して、建替え及び修繕に要する経費を支援する。	
自治公民館再建支援事業		被災した自治公民館を所有する認可地縁団体、集落又は自治会等に対して、建替え及び修繕に要する経費を支援する。	
地域コミュニティ施設等再建支援事業	被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建に要する経費を支援する。	以下の①～④のすべてを満たすもの ①町の区域内の施設であること ②専ら地域住民が利用する施設であること ③専ら地域住民が交代で維持管理する施設であること ④祭りや行事などにも活用され、今後も継続することが確実な施設であること 【対象経費】 建替えや修繕などの施設等の再建に要する費用 【補助額】 補助率：支援対象経費の1/2以内 補助上限：1件あたり1,000万円	総務課 地域・防災係 ☎282-1111